

令和2年9月25日(金)

会員各位



三重県中古自動車販売商工組合
理事長 奥村 悦二
流通委員長 山崎 正成
(公 印 省 略)

修復歴車両評価RA点基準のご案内

秋晴の候、貴社におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、JU三重オートオークション事業にご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、10月6日開催オークションよりR点を細分化し、修復歴車をR点、軽微な修復歴車をRA点とさせていただきます。ご参加会員様のご理解ご協力、よろしくお願い申し上げます。

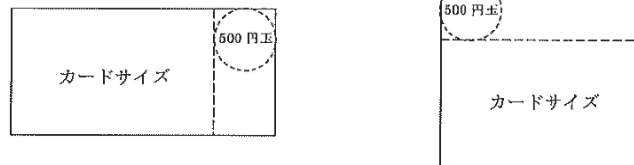
敬具

記

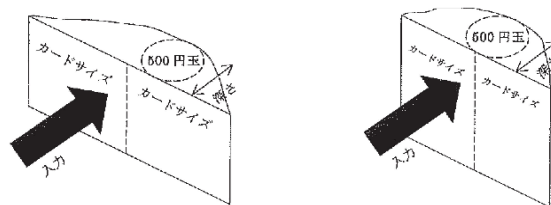
RA点基準ガイドライン

1. RAは軽微な修復歴の評価に用いる評価点とする。
2. 上記の「軽微な」の範囲は次の(1)および(2)とする。

(1) 入力があった骨格表面のダメージ範囲が「カードサイズ+500円玉サイズに収まっているもの」なお、深さの定めはない。ただし、この範囲において破れや亀裂、穴がある場合はR点とする。



(2) 入力があった骨格表面のダメージ範囲が「カードサイズ2枚分、かつ入力された骨格の深さが500円玉サイズまで」。ただし、この範囲内において破れや亀裂、穴がある場合はR点とする。



3. クロスメンバー、サイドメンバー、インサイドパネル、ダッシュパネル、ピラー、ルーフ、センターフロア、フロアサイドメンバー、リアフロア全ての修復歴骨格部位で判定基準を同一とする。
4. 上記3の修復歴骨格部位（同一骨格部位に限らず）に2箇所以上のRAサイズの損傷がある場合はR点とする。
5. RAはあくまで目安表示のため、程度に関する相違があった場合でもクレームは受け付けられないものとする。